

市第60号議案

横浜市スポーツ施設条例の一部改正

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の表横浜文化体育館の項の次に次のように加える。

たきがしら会館	横浜市磯子区
---------	--------

第4条第7項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室に関する特例）

第16条 アマチュア競技団体以外の団体で市長が定めたもの（以下「指定団体」という。）が、横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室について定期的又は継続的な利用を希望する場合には、規則で定めるところにより、これらの施設の年間利用計画書により指定管理者に申し出ることができる。

2 指定団体が前項の年間利用計画書に基づき横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室を利用するため第7条第1項の規定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の

申請と競合した場合において、指定管理者が特に必要があると認めるときは、当該指定団体を優先者とすることができる。

別表第 2 中「第 16 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改める。

別表第 3 中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) たきがしら会館

種 別		単 位	利 用 料 金	
個 人 利 用	体育室 トレーニング室	1 人 2 時間につき	円 300 中学生以下の者 150	
貸 切 利 用	体育室	アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合	入場料等を徴収しない場合 23,000 入場料等を徴収する場合 92,000	
		その他の場合	入場料等を徴収しない場合 46,000 入場料等を徴収する場合 184,000	
			ホール	入場料等を徴収しない場合 12,000 入場料等を徴収する場合 29,000
		武道場		入場料等を徴収しない場合 11,000 入場料等を徴収する場合 17,000
	会議室		6,000	
	駐車場		1 台 2 時間につき	500

附帯設備	1 式又は 1 台 、 1 日につき	12,000
------	-----------------------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づくたきがしら会館を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

たきがしら会館について、公の施設として指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入する等のため、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市スポーツ施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（設置）

第 1 条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、横浜市に次のスポーツ施設を設置する。

名 称	位 置
(省 略)	
横浜文化体育館	横浜市中区
<u>たきがしら会館</u>	<u>横浜市磯子区</u>
(省 略)	

（指定管理者の指定等）

第 4 条 （第 1 項から第 6 項まで省略）

7 市長は、別表第 1 の左欄に掲げるスポーツセンター以外のスポーツ施設について、第 3 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会（第 17 条第 1 項に規定する委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

（第 8 項省略）

（横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室に関する特例）

第 16 条 アマチュア競技団体以外の団体で市長が定めたもの（以下

「指定団体」という。) が、横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室について定期的又は継続的な利用を希望する場合には、規則で定めるところにより、これらの施設の年間利用計画書により指定管理者に申し出ることができる。

- 2 指定団体が前項の年間利用計画書に基づき横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室を利用するため第 7 条第 1 項の規定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の申請と競合した場合において、指定管理者が特に必要があると認めるときは、当該指定団体を優先者とすることができる。

(指定管理者選定評価委員会等)

第 17 条 (本文省略)
第 16 条

(委任)

第 18 条 (本文省略)
第 17 条

別表第 2 (第 4 条第 7 項、第 6 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 16 条第 1 項)

(表省略)

別表第 3 (第 13 条第 2 項)

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) たきがしら会館

種 別		単 位	利 用 料 金
個人 利用	体育室	1人2時間に つき	円 300
	トレーニング室		中学生以下の者 150
貸	体育室		アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合 入場料等を徴収しない場合 23,000
			入場料等を徴収する場合 92,000

切		その他の場合	入場料等を徴収しない場合	1日につき	46,000
			入場料等を徴収する場合		184,000
利	ホール		入場料等を徴収しない場合	1日につき	12,000
			入場料等を徴収する場合		29,000
用	武道場		入場料等を徴収しない場合	1日につき	11,000
			入場料等を徴収する場合		17,000
	会議室				6,000
駐車場				1台2時間につき	500
附帯設備				1式又は1台、1日につき	12,000

(4) スポーツセンター
(3)

(表省略)

(5) 横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール
(4)、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール

(表省略)

(6) 備考
(5)

(アからエまで省略)